

市長室監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和6年4月17日から同年6月26日まで

3 監査の対象及び範囲

市長室の所管に属する令和5年4月1日から令和6年2月29日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 支出に関する事務

予算決算及び会計規則によると、概算払の精算について、その用務終了後10日（休日を定める条例に規定する休日の日数は、算入しない。）以内

に精算命令書を作成し、証拠書類を添えて会計管理者に送付しなければならないとされているが、概算払により行われた「えひめ・まつやま産業まつり」への参加に伴う調達依頼分の普通旅費（宿泊）の支出について、令和５年11月19日に用務が終了したものの、令和６年４月25日に精算手続きが行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（秘書課）